

長野県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

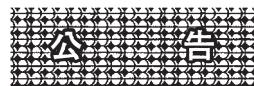
平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芦田大屋停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市塩川字西畠1831番の1地先から 上田市塩川字西畠1815番地先まで	旧	m 12.0～16.4	km 0.0330
同 上	新	m 12.0～12.2	km 0.0330

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シルバリー
- 3 代表者の氏名
糠塚たかし
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡小谷村千国乙515番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、江戸文化につながる地域文化を再生し、市民と市民の結びつきで助け合いながら安心・安全でこころ豊かな暮らしをするために必要な事業を行い、活力のある暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

長野県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 内川姨捨停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字千本柳字古屋敷川原872番の5地先から 千曲市大字須坂字中島252番の4地先まで	旧	m 3.7～87.1	km 0.8508
同 上	新	m 3.7～87.1 10.3～87.1	km 0.8058 0.08508

道路管理課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しろがね
- 3 代表者の氏名
岩渕州宏
- 4 主たる事務所の所在地
松本市沢村3丁目5番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の0才から18才までの子どもたちに対して、地域の子どもを地域で育てるために、子どもの健全育成、未就学幼児の親子健全育成に関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里中央4-8-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	145台	145台
2	72台	28台
3	9台	9台
合計	226台	182台

4 変更する年月日

平成20年11月26日

5 届出年月日

平成20年3月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年4月7日から平成20年8月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成20年3月31日、善光寺川中島平土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

東御都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所及び東御市役所

4 縦覧期間

自 平成20年4月8日

至 平成20年4月21日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画公園 6・5・1号 飯田運動公園

2 都市計画を定める土地の区域

飯田市三日市場

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び飯田市役所

4 縦覧期間

自 平成20年4月8日

至 平成20年4月21日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

飯田都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び飯田市役所

4 縦覧期間

自 平成20年4月8日

至 平成20年4月21日

都市計画課